

市有地売却（先着順）の募集要項

一般競争入札において落札されなかった物件について、次のとおり先着順にて売却します。なお、売却物件は予告なく取下げることがあります。

1 申請から売却までの流れ

①市有財産売払申請書ほか各種必要書類の提出

↓

②売買契約の締結

↓

③代金の納付 ※別途指定する期日まで

↓

④所有権移転登記 ※代金納入終了後、登記手続は砺波市が行います。

2 売却物件

物件番号	種類	所在地番	地目	地積（延面積）	最低売却価格
22-001	土地	砺波市太郎丸字築川島 3238 番 9	宅地	138.24 m ²	6,600,000 円
22-002	土地	砺波市太郎丸字堂島 6630 番 1	宅地	1,190.93 m ²	23,800,000 円
22-005	土地	砺波市宮森新 113 番	学校用地	572 m²	2,000,000 円
22-006	土地	砺波市庄川町金屋字了安 1176 番	田	310 m ²	2,420,000 円
22-007	土地 建物	砺波市庄川町青島字麦田島 12 番 2	宅地	土地 267.20 m ² 建物 201.00 m ²	5,450,000 円
22-008	土地	砺波市庄川町青島字取分島 82 番 16	宅地	3,057.68 m ²	28,500,000 円
22-009	土地	砺波市庄川町青島字松川除前 3818 番 3	雑種地	660 m ²	10,800,000 円
22-010	土地	砺波市庄川町青島松川除後島 3700 番 4 外 1 筆	宅地	322.67 m ²	6,000,000 円
22-011	土地	砺波市庄川町青島字下川原 1097 番 12	宅地	107.02 m ²	2,180,000 円

※詳細は別紙物件調書を参照してください。

※物件番号 22-005 の物件は現在売買契約手続き中のため申請受付停止中です。

3 申請に必要な資格

個人及び法人を問わず、申請できるものとします。

ただし、下記（１）から（６）のいずれかに該当する者は、申請することができません。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- （２）過去 2 年間に地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者
- （３）地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する者
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に規定する暴力団及び暴力団員
- （５）無差別大量殺人を行った団体の規則に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けている団体及びその構成員
- （６）国税、本店所在地の都道府県税及び本店所在地の市町村税に滞納がある者

4 申請方法

（１）申請に必要な書類

- ア 市有財産売払申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 国税、本店所在地の都道府県税及び本店所在地の市町村税について未納がない証明書
 - オ 商業法人登記事項全部証明書（法人の場合）
 - カ 住民票（個人の場合）
- ※ 証明書については受付時において 1 か月以内に発行されたもの
※ 提出いただいた書類は、理由に関わらず一切お返しいたしません。

（２）提出先

- ア 場所 砺波市栄町 7 番 3 号 砺波市役所 財政課管財係
 - イ 申請方法 受付期間内に受付場所へ必要書類を持参又は郵送
- ※ 郵送の場合は、事前にご連絡ください。

5 買主の決定

- （１）申請に必要な書類を先に提出し、受理された方を買主として決定します。
- （２）同日の申請受理者が複数人いた場合は同着とし、抽選により買主を決定します。

6 契約の締結及び代金の納入

- （１）本市との契約は、買主決定の日から 15 日以内（休日を除く。）に締結します。
- （２）売買契約書（市保管のもの 1 部）に貼付する収入印紙は、買主の負担となります。
- （３）売買代金は、契約締結日から 30 日以内に本市の発行する納入通知書又は下記指定金融機関への振込によりお支払いください。

指定金融機関 北陸銀行 砺波支店 普通 2100010 トナミシカイケイカンリシャ

7 所有権の移転及び費用負担

- (1) 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、物件を現状のまま引き渡します。
- (2) 土地の所有権移転登記は、物件の引き渡し後、市が行います。
- (3) 売買契約書(市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります(仲介手数料はかかりません)。
- (4) 物件の引き渡し以降に債務が発生する公租公課・各種受益者負担金(分担金)等の負担義務は、落札者が負うこととなります。

8 契約に付す条件

売却物件については、現状有姿のまま引渡しとなりますので、必ず事前に現地、現況、近隣状況を確認し、この募集要領をよく読み、内容を把握のうえで申請をしてください。

また、売却物件には、契約書において次の制限が付されますので、ご注意ください。このほか各物件に応じた条件を付す場合があるため、各物件の物件調書を確認ください。

- (1) 落札者は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- (2) 暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない。
- (3) 市は、指定期間中、(1)及び(2)に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。
- (4) 落札者は、上記(1)及び(2)の条件に違反した場合は、市の定める金額を違約金として市に支払わなくてはならない。

9 その他

この説明書に定めのない事項については、砺波市財産管理規則(平成16年11月1日規則第36号)、その他関係法令等の定めるところによります。

10 お問い合わせ先

砺波市役所財政課管財係

〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号

TEL 0763-33-1274

FAX 0763-33-1468